

広報 みさと号外

第2報 令和7年8月28日発行

がんばろう美里町

このたびの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。全国各地からの物心両面にわたる様々なご支援、ご協力をいただきながら、復旧、復興に取り組んで参ります。未だに予断を許さない状況ですが、互いに助け合いの気持ちを持って、町民みなでこの難局を乗り越えましょう。

このたび、広報みさと号外第2報を作成しました。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。最新情報は町ホームページやライブビジョンで随時発信しています。



美里町ホームページ



住宅が被災された方へ

◆住宅の応急修理について

●内容

被害を受けた住宅に対し、元の家で生活を続けられるようにするための支援です。

町が最低限必要な部分の修理を業者に依頼し、費用の一部を町が負担します。

●対象者

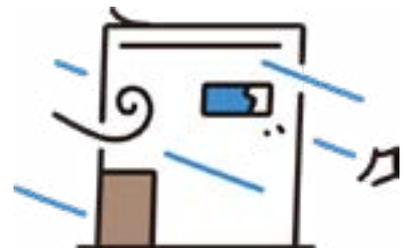
- ①「大規模半壊」「中規模半壊」、または「半壊・準半壊」で自らの資力では応急修理をすることができない世帯
 - ② そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること
 - ③ 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること
- ※「全壊」は基本的に対象外ですが、修理で住めるようになる場合は対象になることもあります。

●修理対象となる部分

屋根、ドア・窓などの開口部、上下水道の配管や配線、トイレなどの衛生設備。

※対象外：家電製品、今回の災害と無関係な修理

※応急修理制度の利用にあたっては、被害箇所・修理箇所が分かる写真が必要になりますので、必ず修理前の写真を撮影してください。



◆応急仮設住宅について

●内容

全壊等により住家を失われた方に対し生活再建までの間、住宅を提供する支援です。

町が用意した応急仮設住宅に入居されるか、民間の賃貸住宅に入居できます。

▼住宅の修理・仮設住宅について、詳しくは二次元コードから



●対象者

- ① 住家が全壊し、自らの資力では応急修理をすることができない方
 - ② 二次災害により住家が被害を受けるおそれがある方
 - ③ 「半壊」（中規模、大規模を含む）であっても、住宅としての利用ができない（耐え難い悪臭等を含む）方
 - ④ 地滑り等により避難指示等を受けている方
- ※民間の賃貸住宅に入居される場合は事前に関町にご相談ください。

問合せ先 砥用庁舎 福祉課 ☎ 47-1116
受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで

裏面もご覧ください 



豪雨に伴う宅地敷地内土砂等の撤去について

町では、8月11日からの豪雨により被災を受けた「宅地内」の土砂等について、下記のとおり撤去を進めてまいりますので、関係書類の提出をお願いします。

◆内容

宅地敷地内（同じ敷地内の倉庫や庭含む）、地区が所有する公民館、集会所、事業所敷地内の土砂や倒木等の撤去を支援します。

本事業は、町が主導で行いますので、宅地敷地内の土砂等の撤去にかかる費用については、個人負担はありません。

また、すでに個人で業者等に依頼された方や重機等をリースして作業された方についても、100%補助します。

※道路や農地の土砂撤去、補強や整地等の復旧・急対策にかかる費用は対象外です。

◆申請先

役場中央庁舎総務課、砥用庁舎住民生活課総合窓口係・東部出張所で受付を行っております。

※公民館等、地区が管理している施設については区長が申請をお願いします。

※詳しい内容・不明な点は、総務課防災交通係までご連絡を下さい。

◆支援概要

●土砂撤去を未実施の方

町主導で撤去を実施します。「委託申出書」の提出をお願いします。

※役場に備え付けてあります。ホームページにも掲載しています。

●町内業者に依頼済の方

土砂撤去にかかった費用全額を町が負担します。まずは、総務課までご連絡ください。

●機械等リースして自力で作業済みまたは町外業者に依頼済みの方

土砂撤去にかかった費用全額を町が負担します。「補助金申請書兼実績報告書」、「写真（施工前・作業中・完了）」、「業者からの請求書」、「出面表（任意様式）」の提出をお願いします。

※人件費は、家族以外の方を対象に1日上限4,000円/1人となります。

問合先 中央庁舎 総務課 ☎ 46-2111
受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで



豪雨災害相談窓口を両庁舎に開設しました

窓口では、豪雨災害についての困り事や悩み事を聞いて、適切な部署や専門機関などにつなげます。

◆問合先

中央庁舎窓口 ☎ 080-9240-0430
☎ 080-9240-0431

砥用庁舎窓口 ☎ 080-9240-0432
☎ 080-9240-0433

受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで



罹災証明・罹災届出証明について

◆罹災証明・罹災届出証明の手続き方法

◇申請場所 中央庁舎 総務課（罹災証明、罹災届出証明） ☎ 46-2111(代表)
砥用庁舎 美しい里創生課（罹災証明のみ） ☎ 47-1111(代表)

◇受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで

◇申請時に必要なもの（罹災証明・罹災届出証明に共通して必要）

①罹災証明願・罹災届出証明願（申請書）

※役場に備え付けてあります。ホームページにも掲載しています。

②被害の状況がわかる写真

※罹災届出証明を申請される方は必須です。

※罹災証明を申請される方は、必須ではありませんが、被害認定の参考としたり、罹災証明以外にも活用できる場合がありますので、撮影しておくことをお勧めしております。

こんな支援を受ける場合、
「罹災証明書」が必要です

◇公的支援

・住宅の応急修理や応急仮設住宅への入居を申し出るとき

◇民間支援

・有利な融資や災害保険の給付を受けられる可能性があります。